



## ぶなの森 ニュース 2017年6月号



環境に関する最新的话题をピックアップしてわかりやすくご提供していきます。



SOMPO ホールディングス | Innovation for Wellbeing  
損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント

当資料は、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社により作成された一般的な情報提供資料であり、勧誘を目的としたものではありません。また、法令等にもとづく開示書類ではありません。当資料に記載されている各事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の成果等を保証するものではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。特定の投資信託をお申し込みの際には、投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、必ずお受け取りの上、詳細をご確認ください。また、お申込みに関する決定は、お客さま自身でご判断下さい。



### ECOトレンド

旬の情報をお届けするコーナーです。



#### ★6月5日は世界環境デー（環境省より）

1972年にスウェーデンのストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念して、6月5日は環境の日に世界的に定められています。日本では「環境基本法」において「環境の日」が定められており、平成3年度から6月の1ヶ月間が「環境月間」とされています。

6月には、関係府省庁や地方公共団体などにより、全国で様々な行事が行われます。都立代々木公園では、環境省や企業、NPO/NGO等が環境保全に関連するイベント「エコライフ・フェア」を環境の日の前後2日間に毎年開催しています。

出典：環境省HP「環境の日及び環境月間」

<http://www.env.go.jp/guide/envdm/index.html>（アクセス日：2017年5月10日）

#### ★白熱電球2個持参で、LED電球1個を提供（東京都より）

東京都は4月1日より、都内の家電量販店に白熱電球2個を持参した都民に対して、LED電球1個を無償で提供する取り組みを開始しました。これは、東京都のエネルギー消費量の約3分の1を占める家庭部門の省エネルギー対策を推進するための施策であり、2017年度と2018年度の2年間実施されます。LED電球は白熱電球に比べて電球代は割高ですが、消費電力量が1/4～1/6に抑えられるため、東京都の試算では9か月間使用すると、LED電球を使用する方が割安になると発表しています。白熱電球をお持ちの方は、交換してみてもいいでしょうか。

出典：東京都HP「白熱球一掃作戦」

[http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/home/incandescent\\_mission/index.html](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/home/incandescent_mission/index.html)（アクセス日：2017年5月10日）

本資料は情報の提供のみを目的としたものであり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。本資料を勧誘等に使用したり、本資料の全部または一部を当社に無断で複製もしくは配布したりすることはできませんのでご注意ください。



## 環境省レッドリスト2017の公表

### 環境省レッドリストとは？

「環境省レッドリスト」とは、日本に生息又は生育する野生生物について、専門家で構成される検討会が、生物学的観点から、個々の種の絶滅の危険度を科学的・客観的に評価し、その結果をリストにまとめたものです。2012年度から環境省が取りまとめを始めました。レッドリストへの掲載は、捕獲規制等の直接的な法的効果を伴うものではありませんが、社会への警鐘を鳴らし、様々な場面で多様な活用が図られます。

### 環境省レッドリスト2017について

環境省は、13分類群の60種についてカテゴリーを見直し、環境省レッドリスト2017を公表しました。見直しの結果、絶滅危惧種が38種増加し、合計3,634種となりました。

日本では、夏の土用の丑の日に、ウナギを食べる習慣がありますが、ニホンウナギは、絶滅危惧種（絶滅危惧ⅠB種）に分類されています。

※右図は下記出典をもとにSOMPOリスケアマネジメントで作成

出典：  
別添資料2「環境省レッドリストカテゴリーと判定基準（2017）」  
<http://www.env.go.jp/press/files/jp/105446.pdf>

別添資料4「環境省レッドリスト2017掲載種数表」  
<http://www.env.go.jp/press/files/jp/105448.pdf>  
(アクセス日:2017年5月11日)

### <カテゴリー(ランク)の概要>

カテゴリー (ランク)	概要	掲載種例	
絶滅 (EX)	我が国ではすでに絶滅したと考えられる種	ニホンオオカミ、チョウザメ等	
野生絶滅 (EW)	飼育・栽培下でのみ存続している種	トキ、クニマス 等	
絶滅危惧種	絶滅危惧ⅠA類 (CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの	イリオモテヤマネコ、ラッコ、ジュゴン、ゴウノトリ、ヤンバルクイナ 等
	絶滅危惧ⅠB類 (EN)	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの	アマミノクロウサギ、ライチョウ、ニホンウナギ 等
	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	絶滅の危険が増大している種	ウズラ、サドガエル、ゲンゴロウ、ハマグリ 等
準絶滅危惧 (NT)	現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種	トド、オオタカ、ニホンイシガメ、クロサンショウウオ 等	
情報不足 (DD)	絶滅のおそれがある可能性はあっても、そのように判定するに足る情報が不足している種	オシドリ、ヘラサギ、ニホンスッポン 等	
絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの	紀伊半島のツキノワグマ、本州の太平洋側湖沼系群のニシン 等	

### 環境省が選定した絶滅危惧種の総数

海洋生物については、一部の種（環境省レッドリストに掲載のものを含む）を除き、環境省版海洋生物レッドリストが、2017年3月17日に公表されています。海洋生物レッドリストに掲載された絶滅危惧種56種と環境省レッドリスト2017の絶滅危惧種3,634種をあわせると、環境省が選定した絶滅危惧種の総数は3,690種となりました。

出典：環境省HP「環境相レッドリスト2017の公表について」  
<http://www.env.go.jp/press/103881.html>  
(アクセス日:2017年5月11日)

本資料は情報の提供のみを目的としたものであり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。本資料を勧誘等に使用したり、本資料の全部または一部を当社に無断で複製もしくは配布したりすることはできませんのでご注意願います。



## エシカル消費(倫理的消費)への関心の高まり

### エシカル消費とは

世界で起きている深刻な問題を、消費者として解決するひとつの有効な手段として、「エシカル消費」があります。エシカル (ethical) とは、「倫理的・道徳上」を表す形容詞であり、エシカル消費とは、「人と社会、地球環境のことを考慮して作られたモノを購入あるいは消費する」ことを意味します。

国際社会の緊急の課題とされている「貧困問題」「人権問題」「気候変動」も、国際機関や企業だけが取り組む問題ではなく、日々の個人の消費とも密接に関係しています。したがって、消費者は、日々購入しているモノが、誰の手によって、どこで、どのように作られたかという生産背景に意識を向けることが大切になります。消費者は、日々の買い物を通じて、世界に影響を与える力を持っています。持続可能な社会の実現に向けて、人や社会・環境に配慮した消費行動(倫理的消費)への関心が高まっています。

### 事例：コットンの生産

一般的なコットンの生産には大量の農薬が使われており、この農薬によって健康被害で毎年約2万人が亡くなり、300万人もの人々が慢性の病に苦しんでいます。コットン畑の面積は、世界の全農作の耕作面積の約5%と少ないのに対し、世界の殺虫剤の25%はコットン畑で使われているといわれています。また、生産者の多くは、開発途上国の小規模農家で、安価なコットン販売による低所得で生計を立てています。児童労働も問題視されており、コットンの生産現場には、健康被害、環境汚染、貧困など、多くの課題があります。

近年では、環境への負荷が小さい無農薬・無化学肥料で栽培するオーガニックコットンへの関心も高まっており、コットンの消費についても、消費者の意識の変化が見られます。

### 認証ラベルの取り組み

環境ラベル等の認証ラベルは、製品に対して第三者認証機関が認証基準を満たしていることを保証するもので、それぞれの団体、事業者の責任において実施されています。認証ラベルの例としては、エコマーク、FSC森林認証、国際フェアトレード認証などがあります。

エシカル消費について、2017年1月に、ISOの消費者政策委員会(COPOLCO)と適合性評価委員会(CASCO)は、合同作業グループを設置することで合意しています。エシカル・ラベルの国際標準化作業を開始されており、今後の進展が期待されています。

出典：「倫理的消費」調査研究会、「倫理的消費」調査研究会取りまとめ  
～あなたの消費が世界の未来を変える～、2017年4月。  
[http://www.caa.go.jp/region/pdf/region\\_index13\\_170419\\_0002.pdf](http://www.caa.go.jp/region/pdf/region_index13_170419_0002.pdf)  
(アクセス日:2017年05月19日)

出典：一般社団法人エシカル協会「エシカルな消費とは」  
<http://ethicaljapan.org/ethical-consumption>  
(アクセス日:2017年05月19日)



## 気になるECOワード

(出所：各種資料をもとに SOMPOリスクアマネジメント作成)

### サンゴ礁大規模白化

サンゴは、体内に多くの小さな藻を住まわせており、この藻が光合成をして、エネルギーを得ていると考えられています。近年、世界各地で大規模な白化現象が起きていますが、白化現象とは、サンゴが藻を失い、白い骨格が透けて見える現象です。白化した状態が長く続くと、サンゴは藻から光合成のエネルギーを受け取れなくなり、死滅してしまいます。沖縄では、長期間にわたって高水温の状況が続き、サンゴの大規模白化が生じています。地球温暖化や異常気象、淡水や土砂の流入等が、こうした大規模白化に関係していると言われています。

### 適応ビジネス

これまで温室効果ガスを削減し、気候変動の進行を「緩和」する取り組みが進められてきましたが、これまで排出してきた大気中の温室効果ガスの影響により、今後数十年にわたり、気候変動の更なる影響は避けられないと言われています。そのため、気候変動による自然災害の増大、水資源の減少、熱帯性の疾病拡大等の影響が懸念されるなか、こうした影響を低減し、気候変動へ「適応」する取り組みの重要性が増しています。特に気候変動に脆弱な途上国では「適応」に対する関心が高まっています。企業の事業活動を通じて、自然災害や水資源、保健衛生等の分野で、途上国の「適応」に貢献する「適応ビジネス」への期待が大きくなっており日本企業による適応ビジネスの積極的な推進が望まれます。

### 気候関連財務情報開示 タスクフォース(TCFD)

気候変動問題が、投融资活動に影響を及ぼしつつあるなか、金融安定理事会は、「気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)」を設置しました。TCFDでは、気候変動がもたらすリスクや機会の財務的影響を、企業が把握し開示することを促すため、情報開示に関する任意のガイダンスの策定を進めています。TCFDのガイダンスでは、気候に関連するリスクや機会がもたらす事業への影響や、リスク・機会をモニタリングする組織体制等の開示を求めています。

ぶなの森ニュース

2017年6月号

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

問合せ先 TEL 0120-69-5432

(クライアントサービス第二部)

ホームページアドレス : <http://www.sjnk-am.co.jp/>



＜当ファンドの主なリスクと留意点＞

《基準価額の変動要因》

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けませんが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

■価格変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

■信用リスク

株式の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

■流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

《その他の留意点》

◆クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。

◆収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

◆ファンドとベンチマークは組入銘柄が異なることがあり、ファンドの運用成績はベンチマークを下回る場合があります。

＜わしくは、投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください＞

<お客さまにご負担いただく手数料等について>

くわしくは、投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください

損保ジャパン・グリーン・オープン（愛称：おなの森）への投資にともなう主な費用は、以下のとおりです。費用の詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）等をご覧ください。

■ **購入時手数料**

購入価額に**3.24%（税抜3.0%）を上限**として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。  
※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

■ **信託財産留保額**

換金請求受付日の基準価額に**0.3%**を乗じた額です。

■ **運用管理費用（信託報酬）**

ファンドの日々の純資産総額に対して**年率1.62%（税抜1.50%）**を乗じた額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。

■ **その他の費用・手数料**

以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。

◆ **監査費用**

ファンドの日々の純資産総額に定率（年0.00324%（税抜0.0030%））を乗じた額とし、実際の費用額（年間27万円（税抜25万円））を上限とします。なお、上限額は変動する可能性があります。

◆ **その他の費用※**

売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等

※「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※ 当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。



SOMPO ホールディングス | Innovation for Wellbeing

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第351号  
加入協会/一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会

当資料は損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社（以下、弊社）により作成された一般的な情報提供資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。投資信託は金融機関の預金と異なりリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本、分配金の保証はありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。当資料に記載された意見等は予告なしに変更する場合があります。また、将来の市場環境の変動等により、当該運用方針が変更される場合があります。投資信託の設定・運用は委託会社が行います。お申し込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時にお渡しますので、詳細をご確認の上、お客さま自身でご判断下さい。なお、お客さまへの投資信託説明書（交付目論見書）の提供は、販売会社において行います。

## リーフレット等補完書面

このリーフレットは投資信託の広告物と一体化させてお渡しています。

### 【投資信託に関するご注意事項】

- ・ 投資信託は預金、保険契約ではありません。
- ・ 投資信託は預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・ 当金庫が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ・ 投資信託の設定・運用は委託会社が行います。
- ・ 投資信託は、元本および利回り・分配金の保証はありません。
- ・ 投資信託は、組入有価証券等の価格下落や組入有価証券等の発行者の信用状況の悪化等の影響により、基準価額が下落して元本欠損が生ずることがあります。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替相場の変動等の影響により、基準価額が下落して元本欠損が生ずることがあります。
- ・ 投資信託の運用による利益および損失は、ご購入されたお客さまに帰属します。
- ・ 投資信託のご購入時には、買付時の1口あたりの基準価額(買付価額)に最大3.24%(税込)を乗じて得た額をご負担いただきます。換金時には、換金時の基準価額に最大0.5%の信託財産留保額が必要となります。また、これらの手数料とは別に投資信託の純資産総額の最大年1.944%(税込)を信託報酬として、信託財産を通じてご負担いただきます。
- ・ 投資信託には、換金期間に制限のあるものがあります。
- ・ 投資信託の取得のお申込に関しては、クーリングオフ(書面による解除)の適用はありません。
- ・ 投資信託のご購入にあたっては、あらかじめ最新の投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面等を必ずお読みいただき、内容を確認・理解された上で、ご自身でご判断ください。インターネット専用ファンドを除き、投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面等は当金庫本支店にご用意致しております。
- ・ 当資料は金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。

商号等	岡崎信用金庫 登録金融機関
	東海財務局長(登金)第30号
加入協会	日本証券業協会